

令和8年度「福井県薬剤師確保修学資金貸与事業」貸与者募集要項

本事業は、福井県内の指定医療機関※（以下「指定医療機関」といいます。）に一定期間勤務することを返還免除条件として、修学資金を貸与することにより、指定医療機関で就業する薬剤師を確保することを目的とする事業です。

1 貸与申請要件

貸与を希望される方は、次に掲げる条件①～②のすべてを満たしていることが必要です。

- ①大学において薬学の正規の課程（学校教育法第87条第2項に規定するものに限る。）に在学する者であって、第4学年、第5学年または第6学年の課程を履修しているものであること
- ②将来指定医療機関※で薬剤師として勤務しようとする者であること

※ 対象となる福井県内の指定医療機関

坂井市立三国病院

国立病院機構あわら病院

独立行政法人地域医療機能推進機構福井勝山総合病院

公立丹南病院

越前町国保織田病院

独立行政法人国立病院機構敦賀医療センター

市立敦賀病院

レイクヒルズ美方病院

杉田玄白記念公立小浜病院

独立行政法人地域医療機能推進機構若狭高浜病院

2 貸与額

6か月につき40万円

（年額80万円を上限とする）

3 貸与期間

最大2年間

貸与期間は、知事が貸与を決定した日または貸与の決定を受けた者が第5学年の課程を開始した日のいずれか遅い日の属する年度の4月1日から当該者が第6学年の課程を修了する日の属する月の末日まで（当該期間が2年を超える場合は、当該4月1日から起算して2年を経過する日まで）。

4 募集人数

5名

5 提出書類

- ① 修学資金貸与申請書（様式第1号）
- ② 大学の在学証明書
- ③ 誓約書（様式第2号）
- ④ 保証人※の印鑑登録証明書

※保証人について

修学資金貸与申請にあたり、連帯保証人2名が必要です。うち1名は原則として申請者の父母、親権者または後見人とし、他1名は申請者と家計を別にする方（申請者とは異なる収入源により生活を営んでいる方）とする必要があります。同一世帯から2名を連帯保証人とすることはできません。

6 募集期間および提出先

(1) 募集期間 令和8年5月1日（金）から令和8年6月30日（火）

(2) 提出先

〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17番1号 5階
福井県健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課薬務グループ
TEL：0776-20-0347（直通）

※郵送の場合は、令和8年6月30日（火）の消印まで有効。（直接持参する場合は、事前にご連絡ください。募集期間内（土日祝日を除く）の8:30～17:00まで受付します。）

※郵送の場合は、封筒の前面に朱書きで「福井県薬剤師確保修学資金貸与申請書在中」と記載してください。

7 貸与者の決定および返還資金の貸与時期

貸与者として決定されたか否かにかかわらず、令和8年8月31日（月）までに申請のあった方全員に通知します。貸与者として決定された方へ貸与手続きに関する書類を送付します。

修学資金の貸与は、毎年度（4月1日から3月31日まで）、4月から9月までの期間分の修学資金を当該年度の5月に、10月から翌年の3月までの期間分の修学資金を当該年度の10月に行います。

（例）第5学年生が令和8年度から当該制度の利用を開始した場合

振込時期（※第5学年前期は目安です。）

第5学年： 前期 貸与を決定した月の翌月、後期 10月

第6学年： 前期 5月、後期 10月

8 返還

（1）返還債務の発生

貸与期間が終了した場合や以下の事由により貸与を打ち切られた場合、貸与した修学資金および利息の額を全額返還しなければなりません。

<貸与が打ち切りとなる事由>

- ・ 大学を退学したとき
- ・ 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき
- ・ 学業成績が著しく不良となったと認められるとき
- ・ 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき
- ・ 死亡したとき
- ・ その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みが無くなると認められるとき

（2）返還債務の額

貸与金額総額に、貸与期間中に発生する利息（年利10%）を合計した額

（3）返還期限

発生日の属する月の翌月から起算して貸与期間の2分の1に相当する期間

9 返還の猶予および免除について

（1）返還の猶予

貸与期間終了後に、次の事由に該当している場合、その間の返還資金の返還は猶予されます。

- ・ 修学資金の返還の免除を受ける見込みがあると認められるとき
- ・ 災害、疾病その他やむを得ない事由により返還資金を返還することが困難であると認められたとき

（例）職務に起因する心身の故障のため病院に勤務していないとき

(2) 返還の免除

貸与者が次の1～4のいずれにも該当するときは、貸与した修学資金の返還が免除されます。

- 1 第6学年の課程を修了した後、1年6月以内に薬剤師法（昭和35年法律第146号）第3条に規定する薬剤師の免許を受けること
- 2 1の免許を受けた後、直ちに、指定医療機関で薬剤師として勤務を開始すること
- 3 指定医療機関において薬剤師として勤務した期間（次に掲げる事由により薬剤師として勤務しなかった期間を除く。）と使用者から出向、転勤その他の指定医療機関において薬剤師として勤務しないこととなる異動を命ぜられた期間とを合算した期間が3年に達すること。
 - (1) 災害、疾病、育児休業その他やむを得ない理由により薬剤師として勤務できなかった場合
 - (2) (1)に掲げる場合のほか、被貸与者の責めに帰することができないと認められる理由その他知事が特に認める理由により指定医療機関において薬剤師として勤務できなかった場合
- 4 県が指定する3年間の研修を終えること。

10 その他

(1) 貸与者の辞退について

貸与者として決定された後に、修学資金の貸与を辞退される方は、速やかに辞退について御連絡ください。

(2) 提出書類の返還について

本要項に基づき県に提出された書類については、原則として返還しません。